

## 三次市教育委員会告示第 18 号

三次市本のメッセージカード，読書感想文等選考委員会設置要綱を次のように定める。

平成 21 年 4 月 22 日

三次市教育委員会委員長 前 田 茂

### 三次市本のメッセージカード，読書感想文等選考委員会設置要綱

#### (設置)

第 1 条 この告示は，三次市立図書館の利用促進のため実施する本のメッセージカード，読書感想文等の募集に伴い，応募された作品から，入選作品等を選考するため，三次市本のメッセージカード，読書感想文等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第 2 条 委員会は，別に規定する三次市本のメッセージカード募集要領，三次市読書感想文募集要領等に基づき，応募のあった作品の中から入選作品等を選考する。

#### (組織)

第 3 条 委員会は，委員 8 人以内で組織する。

#### (委員)

第 4 条 委員は，次に掲げる者のうちから，教育長が任命し，又は委嘱する。

- (1) 教育次長 1 人
- (2) 三次市立図書館長 1 人

- (3) 市内小・中学校の教職員各 1 人
- (4) 三次おはなしボランティアネットワーク代表 1 人
- (5) 前 4 号に掲げる者のほか，教育長が必要と認める者  
(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は，任命又は委嘱の日から，選考の終了した日までとする。  
(委員長)

第 6 条 委員長は，教育次長をもって充てる。

- 2 委員長は，会務を総理し，委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，あらかじめ委員長の指名する委員が，その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 委員会は，委員長が招集し，その議長となる。

- 2 委員会は，委員の過半数の出席がなければ，会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，委員長の決するところによる。
- 4 委員長は，必要があると認めるときは，委員以外の者の出席を求め，意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は，三次市立図書館において処理する。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，教育長が別に定める。

附 則

この告示は，平成 21 年 5 月 1 日から施行する。